

○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第五十一号） 新旧対照条文（抄）  
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。以下本条において同様である。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。</p> <p>②（略）</p>	<p>第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。但し、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合においてはその法定代理人を事業主とする。以下本条において同様である。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。</p> <p>②（略）</p>